

東日本大震災に係る盛岡市復興推進の取組方針（再生期編）

－ 私たちの未来は被災地とともに －

平成26年4月1日

平成29年4月1日変更

盛岡市

I 復興推進に当たって

（平成26年4月1日 取組方針（再生期編）の策定）

東日本大震災の発生から3年が経過しました。

市は、東日本大震災の発生から約3カ月後の平成23年6月1日、沿岸被災地の復興を支援するため、当面の3カ年に取り組むことを「東日本大震災に係る盛岡市復興推進の取組方針－私たちの未来は被災地とともに－」（以下「取組方針（復旧期編）」）といたし、まとめてきました。

この間、遠隔地から訪れるボランティアの拠点となる「盛岡市かわいキャンプ」を始めとして、市内避難者の生活再建を支援するための「もりおか復興支援センター」、沿岸市町村から進学のために転入してくる学生を受け入れる「もりおか復興推進しえあハート村」などの運営に取り組んできました。

また、多くの民間支援団体や企業が、発災直後には物資支援や炊き出し、がれき撤去などを、現在では、心のケアや仮設団地のコミュニティづくりなどの支援活動を継続して行っています。

沿岸市町村では、復興に向けて懸命の努力が続けられていますが、災害公営住宅への入居開始や事業再建のニュースが聞こえてくる一方で、「仮設店舗・工場での営業は維持できているものの本設の目途が立たない」、「住宅の再建がなかなか進まない」といった課題も浮上してきています。また、時間の経過とともに震災の記憶の風化や関心の低下が大きな課題となってきています。

復興は、命を守り、生活・経済活動に最低限必要な社会基盤を整備する「復旧」の段階から、震災前の状態を取り戻すと同時に、更なる発展への力を蓄える「再生」の段階へと進みつつあります。

取組方針（復旧期編）で掲げたスローガン「私たちの未来は被災地とともに」は、今なおその意味を失っていません。

自立に向かって歩みを進める被災者・被災地に寄り添いながら、これからの3年間に市が取り組んでいくことをここにまとめました。

（平成29年4月1日 取組方針（再生期編）の変更）

東日本大震災の発生から6年が経過しました。

この間、被災者の方々や被災市町村をはじめ多くの方々の尽力により、復興に向けて着実に歩みが進められてきました。一方、いまだ多くの方々が避難生活を送られており、被災地では復興に向けて様々な取組と努力が続けられていることや、これまでの市の取組と課題を踏まえ、取組期間を平成30年度まで2年間延長することとします。また併せて、この期間が終了した後も必要とされる支援を円滑に実施・継続することができるよう、取り組んでいきます。

Ⅱ 取組方針（復旧期編）の総括

市は、震災発生後まもなくの平成23年3月13日に沿岸被災地からの避難者の受入れを開始し、翌14日には沿岸被災地の避難所等への職員派遣を開始しました。これが沿岸被災地後方支援の最初の活動となりました。

平成23年6月1日に策定した取組方針（復旧期編）では、それまでの応急的な救援活動を整理するとともに、これから市が取り組んでいくべきことを次のとおりまとめました。

【支援の第1段階】

(1) 緊急的・補完的支援

国や県の実施する救援活動を補完し、被災者の方々への生活支援や被災地の復旧など緊急的な支援を引き続き行います。

- ① 一時避難所への受入れ・健康管理
- ② 市立病院での診療
- ③ 被災就学児童生徒の受入れ
- ④ 市営住宅等への一時的入居の支援
- ⑤ 物資支援
- ⑥ 職員派遣（避難所運営・応急給水・水道復旧・健康相談等）
- ⑦ 被災関係の相談窓口の設置
- ⑧ 被災された方のご遺体の火葬

【支援の第2段階】

(2) 中長期的・個別的・独自の支援

盛岡市において生活・事業の再建に取り組む避難者・企業に対し、個々の課題に即したきめ細やかな支援を行います。

ア 避難者の生活支援

- ① 雇用の確保（緊急雇用創出事業^{※1}の活用など）
- ② 情報提供・生活相談
- ③ 避難者を対象としたイベントへの招待，観光地への案内などのリフレッシュ対策

イ 企業の移転受入・支援

- ① 事業用地などの確保・提供
- ② 再建に向けた情報提供・経営相談

(3) 中長期的・広域的・協調的支援

被災地の復興に向けた活動を後押しし、また、市の経済活動に活気を与える取組みを、近

隣市町村と協力しながら行います。

ア 被災地復興の後方支援

- ① ボランティア拠点施設の設置・運営
- ② 復興推進のための職員派遣
- ③ がれき処理支援
- ④ 盛岡広域市町村が連携して取り組む被災地応援キャンペーン
- ⑤ 既存イベントに「がんばろう岩手」の冠を付すなど応援イベントの実施
- ⑥ 復興支援のための新規イベントの実施
- ⑦ 岩手県産品の購入促進
- ⑧ 義援金の募集

イ 経済の牽引

- ① 観光客呼び込みのPRや観光地づくりなどの観光振興～盛岡・八幡平広域観光圏，平泉世界文化遺産登録等によるキャンペーンなど
- ② 被災地企業との取引の奨励
- ③ 風評被害対策
- ④ 地場産品の販売促進

【取組項目ごとの結果と課題】

震災発生後3年間の市の復興推進の取組結果と今後の課題は、次のとおりです。

1 緊急的・補完的支援

緊急的な支援は終了しました。市内避難者の数は、沿岸被災地の災害公営住宅^{※2}の建設が徐々に進むにつれて、微減傾向にあります。平成26年2月1日現在、1,438名の被災者が市内での避難生活を余儀なくされています。避難生活の長期化に伴い、今後多様化・複雑化が予想される避難者のニーズに機動的、かつきめ細やかに対応していく必要があります。

2 中長期的・個別的・独自の支援

(1) 避難者の生活支援

避難者の生活は、生活再建に向けた課題は少なくないものの、市での避難生活が長くなることで新たな人間関係なども生まれ、一定程度落ち着いてきているものと見受けられます。被災者自らが能動的・主体的に活動できる場が求められてきています。

また、避難者の中には、当市への定住を希望する方も出始めてきており、こうした意向の避難者への支援も必要になってきています。

(2) 企業の移転受入・支援

被災企業3社を市の施設で受け入れましたが、そのうち2社が、盛岡市内に国のグループ補助制度^{※3}等を活用して、新工場を建設しました。

これらの企業には、事業が軌道に乗るまで、今後も継続して支援をしていく必要があります。

3 中長期的・広域的・協調的支援

(1) 被災地復興の後方支援

発災から時間が経つにつれて、記憶の風化や支援意識の低下が課題になってきていることから、情報発信や人材育成により一層力を入れていく必要があります。

職員の派遣については、被災市町村から引き続き要請があることから、中長期的に応えていく必要があります。

(2) 経済の牽引

岩手県が実施した「被災事業所復興状況調査」によれば、被災事業所のうち事業を再開した事業所は77.7%（平成25年8月時点。事業の一部を再開した事業所を含む。平成26年1月に県が公表。）に留まっており、県内の経済活動を牽引する県都としての役割は、引き続き重要です。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故等に起因する風評被害の影響もいまだ深刻なものです。

県都として、岩手の元気発信やイメージ回復に取り組んでいく必要があります。

Ⅲ 取組方針（再生期編 平成26年度～28年度）の経過と課題

取組方針（再生期編）に基づき、平成26年度から28年度まで3年間に取り組んだ復興推進の経過と今後の課題は、次のとおりです。

1 内陸避難者支援

「もりおか復興支援センター」における各種相談の受付などの生活再建支援や、国民健康保険や介護保険サービスの一部負担の免除、幼児・児童・生徒の就園就学支援、住宅の補修・再建支援などを行ってきました。

様々な課題を解決し自立する世帯が増えている一方で、健康や生活の不安を抱えている世帯も少なくないことから、引き続き関係機関と連携しながら、それぞれの事情に応じたきめ細やかな支援を行う必要があります。

また、今後、当市を含む内陸部への災害公営住宅の建設が進むことに伴い、みなし仮設住宅から市内の災害公営住宅へ転居する方々などを対象として、コミュニティ形成等の支援を行う必要があります。

2 沿岸被災地後方支援

沿岸自治体への職員派遣や、被災地から大学・専門学校等への進学のために盛岡市に転入してくる学生に居所を提供する復興支援学生寮、復興支援団体の活動拠点となるシェアオフィスなど復興推進の複合的拠点を備えた「もりおか復興推進しえあハート村」による支援のほか、民間の復興支援団体とも連携しながら、沿岸被災地の後方支援を行ってきました。

引き続き、行政機能の回復や住民サービスの維持・向上のための要請がある沿岸自治体への職員の派遣や、しえあハート村での事業を通じて、被災地を後方から支援する必要があります。

3 経済の牽引

盛岡市に移転する被災企業への補助や被災地との連携による商品開発、被災者の雇用促進など、経済の活性化に向けた支援を行ってきました。

沿岸被災地では、地域経済の再生に向けてさまざまな取組が行われていますが、今後も、被災地の経済活動を後押しするための支援を行う必要があります。

4 情報・元気の発信

地域住民とともに震災の犠牲者を悼み、復興への誓いを新たにするために周年行事（追悼式典・灯籠イベント）を開催するとともに、各種イベントへの復興支援コーナーの開設や首都圏における情報発信拠点の設置、情報誌やラジオ番組の制作など、様々な方法により被災地や岩手の情報発信を行ってきました。

震災からの時間の経過に伴い震災の記憶の風化や関心の低下が懸念される中、今後も、あらゆる機会を捉え、沿岸被災地や岩手の情報を広く発信していく必要があります。

IV これまでの復興推進事業の実施状況

1 年度ごとの事業実施規模

復興推進に関する年度ごとの事業数と事業費は、次のとおりです。

平成23年度	104事業	487,593千円（決算）
平成24年度	93事業	1,580,427千円（決算）
平成25年度	67事業	749,731千円（決算）
平成26年度	66事業	735,971千円（決算）
平成27年度	53事業	361,842千円（決算）
平成28年度	35事業	211,560千円（決算見込）
合計	418事業	4,127,124千円

2 主な取組

(1) 盛岡市かわいキャンプ

遠隔地から訪れる災害ボランティアを受け入れ、送迎、ボランティアニーズとのマッチングなどを行う拠点施設。市が宮古市川井地区にある県立宮古高等学校旧川井校校舎を借り受けて設置しました。瓦礫撤去、泥出し、河川海岸清掃、仮設住宅でのサロン活動支援、写真洗浄・整理などの活動にボランティアを派遣しましたが、平成25年3月をもってその役割を終え閉所しました。開所から閉所までの延べ利用者数は、宿泊者13,597人、活動者が15,273人となっています。



被災地へボランティア派遣



写真洗浄の様子



サロン活動(押し花教室)

(2) もりおか復興支援センター

沿岸被災地・他県から盛岡市に避難し、生活の再建に取り組む方々に、きめ細やかな支援活動を行う拠点施設として、平成23年7月11日に開設しました。これまでの延べ来館者数は89,252人（平成29年1月末現在）となっています。

主な活動内容は、面接相談、戸別訪問、音楽、スポーツイベント等への被災者の招待、お茶

っこ飲み会，学習サロン，FP^{*4}（ファイナンシャル・プランナー）・行政書士相談会，ふるさとバスの運行などとなっています。



お茶っこ飲み会



ミニコンサート開催



FP相談会

(3) 岩手もりおか復興ステーション

震災の記憶の風化を防ぎ，被災地等の現状等を広く周知するため，首都圏において岩手県内のボランティア活動の案内や復興関連情報の提供を行う拠点施設として，平成24年10月27日，東京都千代田区飯田橋に開設しました。

平成27年3月の閉所までの間，復興関連情報の発信のほか，三陸支援品販売等のイベント活動を126回，首都圏企業のCSR活動^{*5}等との連携を38回，首都圏と沿岸被災地のマッチング支援を46回，沿岸被災地の視察企画を10回，サロン等による首都圏避難者の支援を24回行いました。



都内イベントへの出店



社内販売会



被災地視察ツアー

(4) もりおか復興推進しえあハート村

被災地から進学のために転入してくる学生を受け入れる学生寮，復興支援団体のシェアオフィス，遠隔地からのボランティアのための宿泊施設など，さまざまな機能を集積した復興推進の複合的拠点施設。平成25年5月28日，本宮五丁目10番地内に開設しました。

機能	内容
復興支援学生寮 (シェアハウス)	被災地からの学生向けの共同住宅（定員30人）
被災地支援活動促進事業 の活動拠点	被災地で活動するボランティアの送迎及び宿所（20人程度の宿泊が可能）の提供や生活困窮者への物資支援等を行うための活動拠点 ※平成27年3月で事業終了

復興支援シェアオフィス	復興支援活動を行う団体等の共同オフィス（12団体の使用が可能）
地域コミュニティの交流支援事業の活動拠点	市内と被災地とのコミュニティや市民団体等の交流を支援するための活動拠点 ※平成27年3月で事業終了
復興支援コミュニティ・カフェ	地域住民と入居学生，入居事業者等の交流の場
復興推進デジコンシェアオフィスMORIOKA	デジタルコンテンツ ^{※6} 関連の企業・クリエイター等の共同オフィス等 ※平成28年3月で事業終了



しえあハート村外観



学生寮「ごはんの会」



ボランティア宿泊施設

(5) 災害廃棄物の受入れ

沿岸被災地で発生した災害廃棄物を次のとおり受け入れ，処理しました。

	可燃系災害廃棄物	不燃系災害廃棄物
受入施設	盛岡市クリーンセンター	盛岡市リサイクルセンター
受入期間	平成23年11月～25年7月	平成25年8月～25年11月
受入量	7,879.17トン	3,984.37トン

(6) 空間放射線量の測定

平成23年度は，市内14カ所の定点及び公共施設など延べ925カ所で空間放射線量の測定を行い，ホームページ等で公表しました。また，局所的に線量の高い地点が確認された一部の施設については除染作業を行い，市内の放射線量は通常生活する上で支障がないことを確認しました。

平成24年度以降，14カ所の定点及び公共施設等で空間放射線量の測定を行い，結果を公表しています。

(7) 被災自治体への職員派遣

被災した自治体の行政機能の回復や住民サービスの維持・向上のため，各自治体の復興状況に応じ，中長期の職員派遣（平成23年度～28年度の派遣職員数：延べ149人）や短期のローテーション派遣を行っています。

(8) 被災商店街等の販路拡大支援

沿岸被災地の商業活動を後押しするため、被災した商店街等を当市の商店街等が開催するイベントに招待し、その出店に要する経費を補助しました。

平成23年度から27年度までの5年間で、当市へ沿岸の商店街等を招待した回数は延べ38回となっています。

(9) 東北六魂祭への関係団体の派遣

平成23年度から当市を含む東北6市で開催されている東北六魂祭を通じて、東北・岩手の元気や復興支援への感謝の思いを全国に発信しました。平成24年に当市で開催された六魂祭にはもりおかさんさ踊り関係団体から650人が出演し、約24万3千人の観客が訪れました。また、当市以外の東北5都市で開催された六魂祭に、平成28年度までの間、延べ680人の出演者を派遣しています。

(10) 第71回国民体育大会の開催

国体開催に当たり、全国から訪れる方々に震災から復興に向かう姿を伝えるとともに、全国から寄せられた支援に対する感謝の思いを表すため、駅や競技会場での情報発信、市内小・中学校による手づくり応援のぼり旗の製作、応援メッセージや復興支援への感謝のメッセージを添えた手づくり記念品の製作などを行いました。

希望郷いわて国体及び希望郷いわて大会の、盛岡市開催競技へ参加した選手監督等関係者と大会観覧者数は次のとおりです。

(人)

大会名称	選手・監督 ・大会関係者	観覧者	合計
希望郷いわて国体冬季大会	7,287	29,724	37,011
希望郷いわて国体本大会	49,291	83,540	132,831
希望郷いわて大会	15,766	6,314	22,080
合計	72,344	119,578	191,922

V 取組の基本的な方向

1 被災者・被災地の自立を支援

被災者・被災地の復興に向けた課題は、時間の経過とともに多様化しています。

市内避難者・被災地の住民や企業自らが、立ち上がり、前へ進もうとする気持ちと行動が最大限に発揮できるよう、ニーズを的確に把握しながら、その時々、人それぞれの復興段階に応じたきめ細やかな支援を行います。

2 ハブ（結節点）・コーディネーターとしての役割・機能の発揮

多くの都市機能が集積し、北東北の交流拠点でもある盛岡には、沿岸市町村と県外を結ぶハブ（結節点）やコーディネーターとしての役割が求められています。県都としての、リーダーシップを発揮して、盛岡市としてなすべきこと、なしうることを関係機関と連携を図りながら、効果的に実行します。

3 「つながり」と「連携」により復興を加速

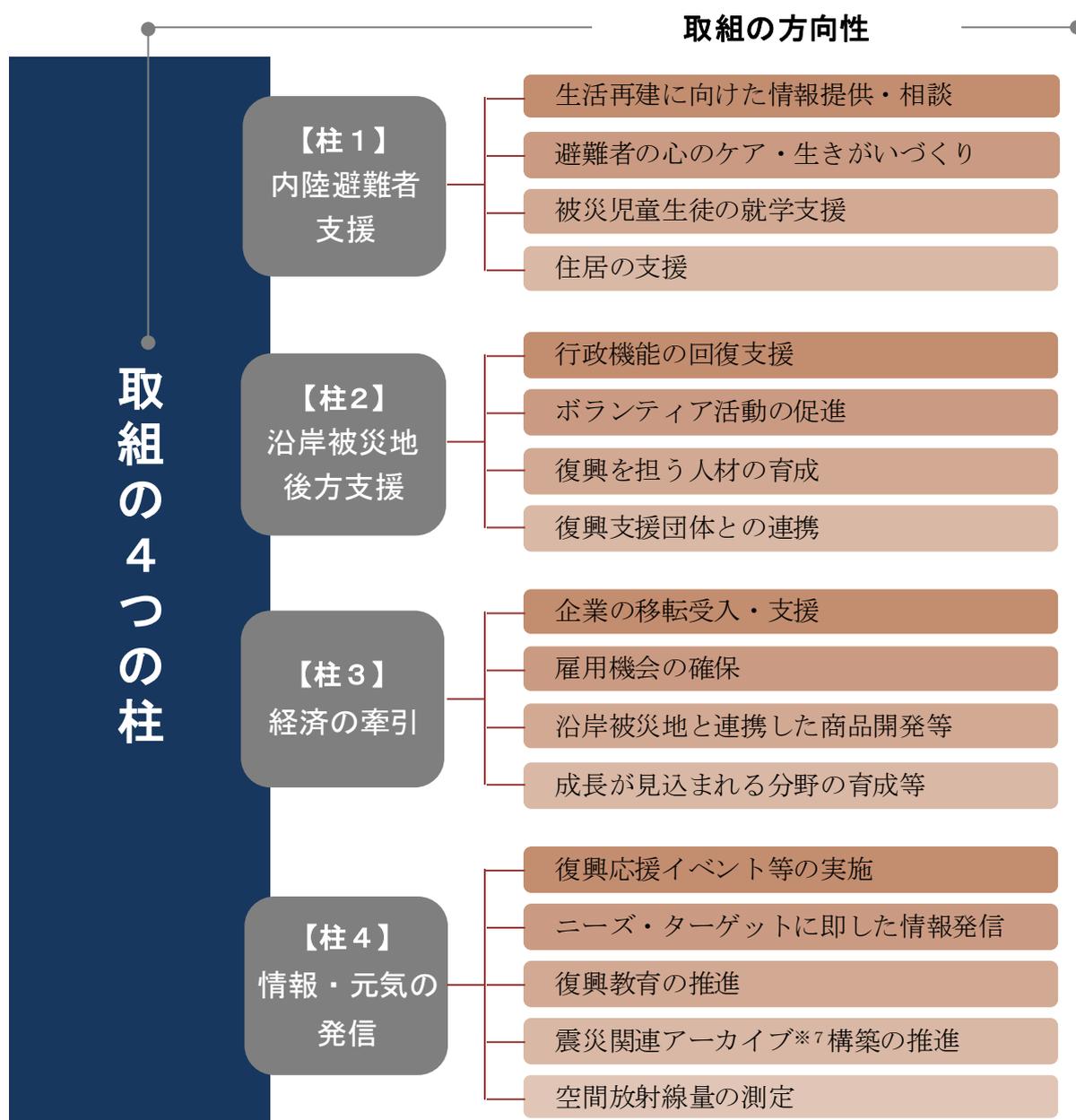
これまで、多くの地域住民、民間団体、企業、行政機関などが力を合せて復興の取組を推進してきました。ここで培われた「つながり」は、今後も復興の原動力となり、地域の財産となるものです。

多様な主体がそれぞれの特性を活かし連携することにより、相乗効果が生まれ復興が加速するものと認められることから、市としても、積極的にこの「つながり」の環の中に入り、また「つながり」の環を強化するような取組を推進します。

VI 取組項目

次に掲げる4つの柱と、それに体系づけられる取組の方向性に従って、被災地・被災者のニーズを把握しながら、機動的な事業推進を図ります。

なお、取組方針（復旧期編）では、3カ年の取組期間の中で、応急的に対応する事項と中長期的に対応する事項を3区分に整理していましたが、取組方針（再生期編）では、取組内容の目的別に4区分に整理しています。



 内陸避難者支援

■ 基本的な考え方

盛岡市内では、今なお 1,300名ほどの被災者が避難生活を余儀なくされています。

市は、被災者一人ひとりのご希望やニーズに沿う形で、一日も早く生活が再建できるよう、きめ細やかな支援を行います。

取組の方向性

▶ 生活再建に向けた情報提供・相談

もりおか復興支援センターなどにおいて、被災者の生活再建に必要な情報提供や窓口相談・戸別相談などを行います。

▶ 避難者の心のケア・生きがいづくり

もりおか復興支援センターなどにおいて、被災者のリフレッシュ対策や傾聴活動を行うとともに、保健所において、健康講座や家庭訪問などを行います。

また、当市に暮らす被災者を「ふるさとバス」で沿岸部に送迎するなど、当市と被災地を往来することによって、ふるさととのつながりを持ち続けていただけるような支援を行います。

▶ 被災児童生徒の就学支援

経済的に困窮する被災児童生徒への給食費等の援助や心のケアが必要な被災児童生徒に対するスクールカウンセラーによる相談を行います。

▶ 住居の支援

住宅の再建をしようとする被災者を対象に資金繰り等に関する相談会を開催するとともに、住宅の建設等に要する経費に対し補助金を交付します。

また、今後、岩手県と連携しながら、市内に建設される災害公営住宅に入居する方々などを対象として、コミュニティ形成等の支援を行います。

 沿岸被災地後方支援

■ 基本的な考え方

沿岸市町村では、復興に向けた事業を着実に進めるに当たり、職員が不足しているほか、コミュニティづくりを支援するボランティアなどが必要とされています。

また、人材や情報が集積する盛岡には、ハブ（結節点）やコーディネーターとしての役割も求められています。

市は、行政活動や社会活動が円滑に進むよう、支援を行います。

取組の方向性

▶ 行政機能の回復支援

沿岸市町村からの要請に基づき、職員を派遣するとともに、現地ニーズを把握するため、派遣職員によるワークショップなどを定期的に行います。

▶ ボランティア活動の促進（平成26年度までの取組）

もりおか復興推進しえあハート村において、ボランティアを受け入れ、ボランティアニーズとのマッチング、被災地への送迎、宿泊場所の提供などを行います。

▶ 復興を担う人材の育成

もりおか復興推進しえあハート村において、被災地から進学のために転入してくる学生に居所を提供するほか、ボランティア活動等を通して、復興を担う人材の育成を行います。

▶ 復興支援団体との連携

もりおか復興支援ネットワーク^{※8}との情報交換や事業連携を行うとともに、もりおか復興推進しえあハート村において復興支援団体に活動拠点を提供します。

■ 基本的な考え方

沿岸被災地が真の復興を遂げるためには、経済の発展が不可欠です。

市は、被災地の復興に向けた経済活動を後押しし、また、市内の経済に活気を与える取組を推進します。

取組の方向性**▶ 企業の移転受入・支援（平成26年度までの取組）**

被災企業が、市の指定する用地に工場等を再建新設する場合に、経費の一部を補助することで再建を支援するとともに、開業資金や保証料の一部について支援を行います。

▶ 雇用機会の確保

緊急雇用創出事業（平成27年度で制度終了）の活用のほか、雇用の場の創出に関する情報の提供により、被災者の雇用の確保に努めます。

▶ 沿岸被災地と連携した商品開発等

沿岸の一次産品・商材等と盛岡の人材・ノウハウ等を結びつけ、産品・商品の魅力向上を図るとともに、盛岡の商店街等が被災地の商品等を販売促進する機会を提供し、沿岸事業者のなりわい再生を支援します。

▶ 成長が見込まれる分野の育成等

もりおか復興推進しえあハート村に開設しているデジタルコンテンツ関連企業のシェアオフィス（平成27年度で事業終了）などを通じて、今後成長が見込まれる分野の育成を行います。

■ 基本的な考え方

震災から時間が経過するとともに、記憶の風化や関心の低下が進んでいます。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故等に起因する風評被害は、観光産業、農林業などに深刻な被害をもたらしています。

市は、県都として、被災地の情報や岩手・盛岡の元気を戦略性をもって発信します。

取組の方向性**▶ 復興応援イベント等の実施**

東日本大震災周年行事をはじめとして、各種イベントに復興推進の要素を取り入れ、より多くの方へ復興情報が届くよう努めます。

▶ ニーズ、ターゲットに即した情報発信

岩手もりおか復興ステーション（平成26年度で事業終了）のイベント出展活動や復興応援フリーマガジン『Stitch』（平成27年度で事業終了）の発行等により、被災地の復興情報、岩手・盛岡の元気を発信します。

▶ 復興教育の推進

盛岡市立小・中・高等学校と沿岸被災小・中・高等学校との交流活動を通して、思いやりの心や防災に対する意識を高める教育を行います。

▶ 震災関連アーカイブ構築の推進

震災復興の記憶・記録を後世に引き継ぐため、各種情報を収集するとともに、活用可能な形で整理・保存を行います。

▶ 空間放射線量の測定

市内の空間放射線量の測定を行い、結果をホームページ等で公表します。

VII 取組期間

平成26年度から30年度までの5年間とします。

VIII 推進体制

1 市の体制

この取組を着実に、スピード感を持って進めるため、東日本大震災復興推進・放射能対策本部を引き続き設置します。

2 外部アドバイザーからの提言

外部アドバイザーを委嘱し、行政とは別の視点からの意見及び提言を頂きます。

< 用語解説 >

※1 緊急雇用創出事業

離職を余儀なくされた失業者等の一時的な雇用・就業機会を創る国の事業

※2 災害公営住宅

県や被災市町村が整備し、自宅を失った被災者に安い家賃で恒久的に貸し出す住宅

※3 グループ補助制度

震災で被災した中小企業の施設や設備の復旧と整備を支援するために、事業費の一部を補助する国の制度

※4 F P（ファイナンシャル・プランナー）

収支・負債・家族構成・資産状況などを基に、住宅・教育・老後など将来の人生設計に向けた資金計画やアドバイスを行う職業・職種

※5 C S R活動

企業が社会的責任（C S R）を果たし、社会とともに発展していくための活動

東日本大震災復興支援に関するC S R活動として、多くの企業において寄附金や義捐金などの経済支援、自社製品等の物資支援、社員のボランティア派遣等の支援に加えて、被災地の物産の販売会の開催や、被災地の食材の社員食堂等での使用など、様々な活動が行われている。

※6 デジタルコンテンツ

文章、画像、映像、音楽などの作品がデジタルデータ化されているもの

※7 アーカイブ

各種情報を収集・整理し、一つにまとめ保存すること

※8 もりおか復興支援ネットワーク

主に盛岡を活動拠点にしている復興支援団体で構成され、情報交換や相互応援を行うためのネットワーク組織（平成29年2月時点で、42団体が所属している。）